

第169回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成27年9月14日（月）10:00～11:50
県庁1階 特A会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、久保委員、高田委員、
川添委員、渡邊委員、柳委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「ゆめモール柳川」に係る変更届出について
- (2) 「(仮称)ゆめモール筑後」に係る新設届出について
- (3) 「(仮称)レガネット東郷」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称)カインズ福岡新宮店」に係る新設届出について
- (5) 「ホームプラザナフコ うきは店」に係る新設届出について
- (6) 「ゆめタウン久留米」に係る変更届出について

4 議事要旨

- (1) 「ゆめモール柳川」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「(仮称)ゆめモール筑後」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称)レガネット東郷」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称)カインズ福岡新宮店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (5) 「ホームプラザナフコ うきは店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から図面の表記、災害が発生した場合の設置者の対応について質問があり、事務局が設

置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (6)「ゆめタウン久留米」の変更届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から変更後の各出入口の入出庫経路、店舗入口の位置、バス・歩行者の動線について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。